

## 第5回 精華町上下水道事業審議会 議事録

### 日時

平成30年8月20日（月）午後2時～午後3時30分

### 場所

精華町上下水道部事務所 2階 会議室

### 出席者

川勝会長、小島副会長、片上委員、木村委員、白畑委員  
高橋委員、鳥生委員、西島委員、長谷川委員、田尻委員

### 欠席者

なし

### 事務局

浦西上下水道部長、久保経理営業課長、吉田上下水道課長、岡本上下水道課担当課長、笹木経理営業課課長補佐、吉岡経理営業課担当課長補佐、中西上下水道課担当課長補佐、山田経理営業課庶務係担当係長、岡田経理営業課営業係長、下村経理営業課営業係担当係長、岩井上下水道課施設管理係長、上田上下水道課施設建設係長、川嶋経理営業課専門員

### 傍聴者

1名

### 議事

#### 1. 開会

- ・開会宣言
- ・事務局長あいさつ
- ・審議会成立宣言

#### 2. 審議事項

- 精華町上下水道事業の経営についての答申案について
- ・答申案を事務局朗読により説明

### 3. 質疑等

#### 【主な意見・質疑】

(会長) 皆様、お手元の次第をご覧ください。次第の2、審議事項ですけれども、精華町上下水道事業の経営についての答申案ということで、本日審議させていただきたいと思います。

皆さんに審議いただく答申案につきましては、去年の11月、町長から諮問をいただいて、精華町の上下水道事業の経営について、今までこの審議会として審議していただいた内容を、この答申案にできるだけ分かりやすく反映させていただきました。改めてその内容について、皆さんで共有、確認していただいて、議論させていただくという流れで進めさせていただきたいと思います。皆様からこの答申案についてご意見、ご質問を受けたいと思います。

(片上委員) 審議会でも議論してきた料金改定は必要なことだと思いますし、これでよいと思います。ただ、その中で「基金があるのに値上げする」という意味のことが書いてありますが、基金は他の自治体にはないわけで、本町だけが特異なんです。今、その基金が枯渇しそうだということは分かります。住民として考えてみて、基金がなくなってから値上げを考えたら良いということが出てくるのかもしれない。だから、料金改定がなぜ必要なのか、基金を残すことによって、どのようなメリットがあるのか、そういう表現がいるのではないかと思います。

委員の皆さんは説明を受けて、お金が足りないということはお判りでしょうし、当然上げないといけないと思っておられると思いますが、住民の方にもなぜ基金を枯渇させないで残さないといけないのか、こういう理由で値上げするんだというようなことが答申書の中に必要であると思います。

二つ目に上水道は1.5倍、下水道に関しても1.7倍、この数字は、ここにいる方々は何年先に、そういうふうになるというのは分かると思いますが、下水道では現在も、一般会計から繰り入れをして経営をやっているわけで、それをなぜ今値上げをしなければならないのかということの説明、それから上水道の1.5倍にしてもなぜ1.5倍かということの説明責任があるのではないかと思います。

(会長) まず1点目が基金というものがほかの自治体にはない、精華町はそれがあるということなので、それを使い切る前に料金の改定

に着手するという何をどう考えるかということが、答申書を初めて見る方々がどこまで理解していただけるのかということは確かにあると思います。

そのことは、1の(1)の真ん中あたり、「しかし」という段落のところがそれに相当するということになります。基金の枯渇を待って料金の改定をするということのデメリットを考えておかないといけないということです。

つまり、上水道を支えるためにほかの事業を削るということをやらないといけなくなる可能性が高くなるということです。そのデメリットが大きいということと、皆さんの家計のイメージをしていただいたら良いと思うんですが、本来家計の貯金って何のために使うかということ、大きな買い物が必要になったり、家の改修とか車の買い替えとか、そういう時のために置いておくお金だと思えます。基金って、本来そういう時に使うものだと思います。しかし、今の水道の基金の使い方は、ランニングコストを賄うために使っているので問題があると思っています。

もしもの災害の時のために基金を置いておくというようなことも含めて考えると、枯渇する前にやっぱり料金改定に取り組んでいかないと、災害復旧などの財源を、どうやって確保するんですかということになりますし、すぐに確保できたらいいんですが、確保できないということになれば大変ですし、枯渇する前に前もって取り組んでいくというようなことがいるんだということを、文章で表現しています。だけど、初めて聞く人にはそれがちょっと伝わりにくいんじゃないかというご意見だと理解しました。枯渇する前に料金の改定に取り組むということそのものについての反対意見ではないということも理解しました。ということは、やはり住民の方々への説明の仕方として、少し加筆したほうが良いというご意見ですね。

今ご説明させていただいた意図通りの文案であれば、皆さんに合意いただけるということですか。文案がすぐには浮かばないので、ちょっとお時間いただくことになるかと思えます。

それからもう一点、ご意見をいただいたのが1.5倍、1.7倍という具体的な数字が意味すること。これについては、表現としては仮にこういうふうによろうと思ったらこれぐらい必要になるよということで、こうしますということではないんです。理論値ですから、理論的にこれだけのことをしようと思ったら、こ

れだけいるということで、やっぱりそれって大きな変化になるので、ちょっと2ページ目のところに書いてありますが、例えば事前に相当なアナウンスをすとか、段階的に引き上げるとか、あるいはそうしようと思っていたけど、やっぱり経済状況とかで変化するので、5年ごとに見直しをしたりとか、そういうことで対応していきましようというようなことで、補完しているんです。1.5倍、1.7倍ということの根拠はここでは具体的に書いてありません、答申案には余り多くのことを書けないので、今回審議会の中で配付していただいたものを、参考資料として添付しておきたいと思います。

ただ、もっと妙案があれば皆さんのほうから言っていただきたいと思います。

(鳥生委員) 今、ご意見のあった基金の関連ですが、一つポイントかなと思っているのは、基金がなくなった段階で値上げをしようとする、1.5倍という額に急に上げてないと駄目になってしまうように思うんです。ですので、ある時期から段階的に料金を上げることで1回1回の料金アップは、例えば10%とか低い水準で上げながら基金を取り崩して、あるべき水準まで上げていくというようなことがあるべき姿なのかとは思っています。なぜ基金がなくなってしまいう前に料金アップするのかというところの回答として、そういう考え方がいいのかと思っています。

(会長) つまり、枯渇した段階でぼんと必要額を確保しようと思ったら、1.5倍という数字になっちゃうので、その激変緩和するために、例えば差し当たりこれだけあげて、それでも足りない部分はこれまでどおり基金取り崩しで確保するという意味ですよ。

(鳥生委員) そうですね。すぐに基金の取り崩しをなくすというのは、そのためには料金を50%上げるとかというのをしないと難しいと思うのですが、その基金からの取り崩しを減らしつつ、なくなるまでにはあるべき水準まで上げていくという方が、いきなりなくなった段階でドッと上げるよりかは激変緩和になるのかなと思います。

(田尻委員) 1.5倍とか1.7倍というのは、凄いインパクトがあるんです、凄くそこに不安という要素が出てくる。だから、さっきおっしゃったように、段階を踏んでしっかりと上げていくという形を示した方が良いと思います。

(長谷川委員) 非常に丁寧に答申書を書いていただいているという印象を持

っております。ただこの短い文章の中で、どう表現するかというのは、非常に生々しいという部分が出てはいけないし、そうは言うものの、やはり住民の方々にしっかり知ってもらうということも大事だと思ってまして、私自身、1.5倍、1.7倍という数字がものすごく僅少に思ってしまうようなので、ちょっとその表現の仕方がどうかなと思います。住民さんから、お金を上げただけじゃないのか、この数字が住民側にガンと入ってしまうと、どうしてもそのことが先入観になってしまう。そうならないためにも、行政として住民にしっかり説明をしていただくとか、基金の問題にしたって、本来基金というものは、将来の施設更新とかというものに使うべきものを、とりあえずランニングコストに利用しているという部分からすると、本来の危機管理に備えたものとか、施設の更新だとか、あるいは良質な水の提供だとか、こういった部分のところに、本来充てるべきではないかなと思いますし、そういったところをどうにじませるかというのもございますし、難しい課題かなというふうに思っております。

それと、やはりこの上下水道の維持をしていこうと思うと、ある程度は体制といいますか、組織の広域化とかいったものがないと、今の段階でも維持管理が厳しくなっていくので、自治体がどう取り組めるのかというのは難しいですが、日本中の課題でもありますので、そういう部分が少しでも何か表現ができればと思います。2ページの(1)の京都府に対する要望があるのですが、ここはもう少し広域化の部分の何か表現してほしい。単に積極的に参加要請するだけではなく、今の大きな課題として広域化の部分の表現してほしいと私は思います。

(事務局) 今、上水の広域化という話が出ましたので、京都府のグランドデザインということについて、少し説明しておきたいと思えます。京都府のグランドデザインにつきましては、将来単一事業体ではできないという形の中で、広域化をしていくという方向の話が検討されています。

ただ、各市町村にまだそこまで広域化をすぐにやっっていこうという話にはなっていないですし、将来は広域化が必要であるという認識を各市町村が持ちながら、引き続き京都府を中心としまして、各市町村では広域化についてこれから本格的な議論をしていかなければならないというところなんです。

(会長) 広域化の話は、この審議会であまり議論してなかったので、難しいところもありますが、将来を展望した時に、事務局からも捕捉いただいたように、全く検討の余地なしというよりは、議論は少なくともしなければいけないことではあるので、そのことをこの答申案の中に入れるかどうかということは、少し検討させていただきたいとは思っています。あえて言えば、確かに京都府内市町村の間では、その議論があるものの活発化まではしていない。でも、全国的な傾向としては、かなりやられていることも一方では確かなので、そのことだけは少し捕捉させていただきたいと思っています。あと、田尻さんと長谷川さんの方から1.5倍、1.7倍というところに言及したご意見をいただきましたが、確かにこの数字が持つことのインパクトというのは大きいですし、読み手によってはこのところだけを切り取って数字が独り歩きするということはよくあると思うので、この段落の中に、「段階的に」とかそういうような少しインパクトを緩和するような表現を入れた方が良くかもしれないというのが一つと、もう一つは、皆さんにお伺いしたいんですけど、具体的に数字を入れない方がいいという意見があるのか、ないのかということについてはお伺いしておきたいと思っています、数字はあった方が良いですか。

(田尻委員) 数字がないと、基準となるものが見えてこないの、やはり何らかの数字は入れていくべきであると思えます。

(長谷川委員) 例えば新聞とかのニュースで、そういうところだけを切り取られて1.5倍とか1.7倍ということが独り歩きすることもあるので、そうするとこの委員会で、一体何を審議していたのかとなりかねないので、上手に表現した方がいいかなと思います。

(会長) そうですね。一応、この文言をしっかりと読んでいただければ、あくまでこういう目標、例えば上水道をとったら、基金を枯渇させないという目標を達成しようと思ったらこれだけいるという話であり、しっかり読み取っていただけるかどうかということは、確かに不安要素であると思えます。

(鳥生委員) 今までお話があったように、1.5倍、1.7倍という数字は個人的にもあった方が良くかなと思うのですが、皆さんおっしゃるように、この審議会の中でその数字をそこまで上げるべきという話と当然思っているんです。今も話が出ていましたけ

ど、そういうふうに読まれてしまう可能性もあるかなというところで、あくまで我々の委員会の答申としては、2ページ目の「しかしながら」以降の部分、段階的に引き上げられることが望ましいと、そういうところが我々としての結論だと思うんです。

(田尻委員) 見直しの期間は、5年とするのか、3年とするのか、その期間はわからないですけども、やはり今の技術からいいますと、革新的な技術になってきていますし、例えばAIが完成すると事務的なところで削減されていくだろうし、技術革新も起こりますから、どれぐらいの年数であるのが一番いいのか分かりませんが、少なくとも3年から5年の間にはやっていった方がいいかなと思っています。

(片上委員) 見直しというのでよくあるのは3年ぐらいです。3年ぐらいが一つの節目だと思います。

(田尻委員) 上水の件で、安全で質の高い上水を提供できるということもしっかりとうたってほしいと思っています。そのために値上げも必要であるということです。

(高橋委員) 私はその内容、「安全で安心な飲料水」と答申書の中に入れていただいているので、今の形で良いと思っています。1.5倍、1.7倍という数字も必要だと思います。

(事務局) この「安全で安心な飲料水」につきましては、府営水道の幹事会等におきまして、上質な飲料水というところで、宇治系は高度処理をやっていますが、乙訓系、木津系は行っていません。今後も引き続き高度処理を要望していきたい。

(白畑委員) 1.5倍、1.7倍という数字は、やっぱり周知してもらうのに、私も必要だと思います。その方が分かりやすいと思います。

(西島委員) 1.5倍、1.7倍という数字は書いておくべきだと思います。しかし、2番目に不断の努力を求めると書いてあるんですよ。事業者としても、もう少しコスト削減してくれとか、そういうことを強く求めていって、住民の皆さんもこれだけ負担してくださいという表現が必要だと思う。水道事業者側もこれだけコスト削減しますというのを、もっと具体的に強く求めた方が良いと思います。この内容では、よく分からないところもあるので、もっとここに明確に書く方が良いと思います。そうすることによって、値上げに対して住民の皆さんの理解が得やす

いと思います。

(会長) 改めて内容や表現において、加筆修正、あるいは質問など言い残すことがないようにお願いしたいので、この他に何かございませんか。

無いようですので、今日いただいたご意見、幾つかあったと思いますので、ここで一旦確認をさせていただきたいと思います。まず、結論というか、具体的な修正案まではすぐに出てこないんですが、ご意見としていただいたのが、基金が枯渇する前に料金改定に取り組むということの根拠について記載するというのが一つですね。同時に危機感の重要性について、災害時の備えという具体的なご意見もいただきましたけれども、その部分も記載する。

それから、1.5倍、1.7倍という数字の表現における根拠について参考資料という形で、この数字の意味するところの表現を捕捉したいと思います。

それから、5年ごとの見直しというところを、少し長いのではないかということで検討します。その見直しに当たっては、どういう形にするのかはともかくとして、こういう第三者機関のような審議会を設置した上で、3年で見直しを行うというような表現にしようと思っています。

それから、その同じページのこの審議会としてのある種の結論の部分に当たる「以上から」というところの、「安全で安心な飲料水」の後に、「質の高い」という言葉を入れるということです。

それから、2のところの最初の2行のところ、経費削減について、もう少し強調するような表現ができないかというご意見をいただいたので、どういう形になるか分からないんですが、少し表現を考えたいと思います。

後は、細かな表現の修正ぐらいだったかと思いますが、今確認させていただいた点については、加筆修正を私の方でさせていただきたいと思います。

(事務局) 今、会長から確認が数点あった中で、見直しの5年を3年、その時に審議会等の外部委員会を設置して、というお話がありました。現在、精華町上下水道事業審議会という形で諮問させていただいたことをご審議していただいておりますが、この審議会というのが今回の諮問事項だけに限定した審議会ではなく

て、条例上も精華町上下水道事業のより適正かつ効率的な運営を図るため、この審議会を置くという形になっています。今はつきり申し上げられるのは、しかるべき見直し、検討の時には、また皆様にお集まりをいただくという形になります。新たに何か外部機関を設置するということになりますと、この審議会との整合性も出てきますので、その必要もないと考えておりますし、この審議会を開催するという形が適当であると考えています。

参考までに審議会委員の任期ですが、2年で、再任を妨げないと条例にも明記されておりますので、ご参考までにお伝えさせていただきます。

(会長) 新たに審議会を新設するというのではなく、この審議会が見直しに当たって審議する機関であるという位置付けであるということなので、文章の表現としては、審議会を設置した上でとせずに、審議会の中で検討するということになるかと思いません。

(事務局) 今の話を聞いていますと、この1.5倍、1.7倍は最終目標ではあるんですけども、3年ごと、また5年ごとに料金の詳細の内容を上げるということになるのであれば、この審議会でもまた議論をするとそういうふう聞こえたんですけども、一定、この審議会でもって上げるなら上げるということの方向づけをしていただければ、住民の皆さんや議会への説明については、行政側の責任であると思っておりますし、またどの段階的でという内容もございまして、執行側の責任であると思っております。

(会長) 改定をする、引き上げをするということ自体は、この審議会でも方向性として答申するというので、そこは揺るぎないと思うんですけども、要は幾ら上げるのかとか、どのタイミングで上げるのかということについては、執行側の責任であるということですね。違いますか。

(片上委員) 今の時点で1.5、1.7というのは最終地点として見えているわけですが、それを審議会の中で了承したわけですが、今おっしゃっているように、いつのタイミングが良いのか、今なのか、もうちょっと先なのかという審議はここでやっぱりやり直すべきです。環境が変わってくる中で、その時期が来たら再度審議してもいいのではないかと思います。

(田尻委員) 社会環境が変わるってることがあるので、人口の減少ももちろんありますし、イノベーションももちろんあるわけですから、その環境に応じてしっかりと値段を決めていく必要があると思います。

(事務局長) この審議会で答申が出た段階でとりあえず終わりなんですけれども、それでこの審議会が終わるわけではなしに、継続的に今、料金の関係で議論していただいているわけでございますけれども、先程おっしゃった事業の経営をどうするかであったり、京都府の府営水道でランドデザインを作成されているところですけども、一定の方向性が出たら、その内容の報告もさせていただかないといけませんし、下水についてもしかりですので、この審議会は継続的に、節目節目で皆さんにご足労いただきたいと考えているところでございます。

(会長) この審議会が一旦終了した後の進捗状況を、節目節目でご報告いただいて、共有するという場で皆さんにも何らかの意見をいただくということですよ。なので、あくまでここで決めた料金改定の方向性というのは、最終的には議会で決定されると思いますし、その後の執行面についても行政に一任しなければいけないと思いますが、時がたつに連れていろんな変化が起きてくるので、それについてはこの審議会で共有する必要があるれば、そのタイミングで開いていただくということでよいのかなと思います。

(西島委員) 答申の内容で、段階的に上げていくという結論ですが、いつ上げるとか、幾ら上げるとか、その議論はしなくてよい、行政側でやってくれるということですか。

(事務局) 以前の審議会のご議論の中で、具体的に上げる金額を審議会で答申することについては、委員の皆様方からもいかがなものかということもございましたし、細かくやっていきますと、どうしても金額を幾らにしましょうかという審議会になってしまいます。現在の答申案を読ませていただきますと、水道で1.5倍、下水で1.7倍、この分についてはいずれ上げることは仕方がないけれども、今は一度にそこまでは上げない、段階的に上げよということのご答申をいただくこととなります。それを何回に分けて上げるかについては、行政の判断になるのかなと思っています。

ただ、田尻委員がおっしゃっているように、その中で情勢が

変わってくる中で、例えば以前に説明させてもらった1.7倍の単価がこういう単価ということになっていきますけれども、それがもう少し見直しすると、上がったとか下がったとかいう単価の説明というのはその時点で審議会に報告できるのかなと思っています。

(会長) この答申案に書かれている内容以上でも、それ以下でもなく、ここに書いてある範囲のことが我々の審議会の結論として出したことですので、逆に具体化し過ぎると我々がこの責任を負わなければいけなくなってくるし、そもそも負うことなどできません。

(西島委員) 結論的に、その条件のいつ上げるのか、何ぼ上げるのかというのを審議会で審議する必要はないということですか。

(事務局) ちょっと見解、認識の相違があるかと思いますが、何度となく事務局から説明させていただいておりますし、会長もおっしゃっていただいたとおり、今は総枠の話で、今後進むべき方向というのを示していただいている、それがどのタイミングで、どの段階で、どういうふうな社会的背景を持っていたり、西島委員からご指摘もありました自浄作用的な部分、経費削減がどれだけできたので、現状の経費で計算するとここまで上げざるを得なかったのが、経費削減をして実際はここまで圧縮できましたとかということもありますので、その審議会の設置条例の第1条というのは、目的でもあります上下水道事業のより適正かつ効率的な運営を図るために審議会を設置するという、これに照らし合わせますと、現状の会計の状況でしか、皆さんにご審議、ご議論いただけないんですけども、その中で決定され、示された方向性が、それが何年後なのか分かりませんが、その時には今の現状では絶対ありませんので、改めて、その時の社会的背景や周辺事情、上下水道事業が抱えているそれぞれの事情、全てを踏まえて皆様にご説明、ご報告をさせていただくというふうになるのかなと考えております。

(会長) 方向性は審議会として出すことになります。西島委員がおっしゃったようなその後のどのタイミングで、具体的にどういうふうな金額でというのは、究極的には行政に任せるしかないのです。そこは行政の責任でむしろやらなければいけない、制度設計上の問題になってくるということです。

ただ、その都度、状況は報告いただけますし、意見を言える

場もつくってもらえるということです。

(田尻委員) この答申書をトップである町長が読んでいただいて、どう判断されるかということになるわけです。その後、町議会に提案されて、判断するのは議会側ですから、住民の代表である議会がどう判断されるかということになるわけで、我々はそれを見守ることになると思います。

(会長) 結構、ご意見をいただきましたので、またこちらで修正させていただいたものを皆さんと共有して、最終的にこれでいいですよというふうなご判断をいただく必要があるかと思いますが、再びこのような形で審議会を開催して意見交換するということまでは必要ないのかなと思っているので、修正案に関しては、差し当たり私の方に委ねていただくということでもよろしいでしょうか。

〔「結構です」との声あり〕

(会長) そうしましたら、答申案の修正案を再び皆様の方にお送りさせていただいて、もし修正案に対するご意見があれば意見をいただき、なければ、もうこれでいいですよということだけをお返しいただいたらというふうに思います。いずれにしても、本日いただいたご意見を参考にして、私の方で修正させていただきたいと思います。

その後、定形的な話になりますが、修正案に合意いただいた場合はそれを正式な答申書として町長に私から答申させていただきますということでもよろしいでしょうか。

〔「どうぞ」との声あり〕

本日の審議はこれで以上とさせていただきます。

#### 4. 答申書の提出について

(事務局) 今、川勝会長の方からご発言いただきましたが、答申書の提出につきましては、会長一人がご出席の上、町長に答申書を提出していただくこととなります。また、答申書(案)に今回いろいろご意見いただいた部分、会長の方でご修正いただきまして、皆様に了という形をいただいた後となりますけれども、会長と町長の日程等調整の上、精華町上下水道事業審議会として答申していただく運びという形となります。

なお、答申書提出に並行しまして、審議会の会長印が押印さ

れた答申書の写しを委員の皆様にご送付させていただきたいと思っておりますので、そのときはご査収のほど、よろしくお願いいたします。

## 5. 閉会

(事務局) 最後に議論にもなりましたが、今後につきましても、この審議会設置条例の設置趣旨、適正かつ効率的な運営を図るためということになってございますので、状況、内容によっては皆様にご報告であるとか、ご説明やご審議いただくとか、それぞれいろいろあるかと思えますけれども、委員の皆様には必要に応じましてご案内の上、ご説明、報告等をさせていただきたく存じますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。昨年11月以降、都合10カ月5回にわたる慎重なご審議をありがとうございました。